

令和6年度 海津市障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、令和6年度の取組の実施状況を公表します。

1 目標の達成状況

（1）採用に関する目標

目標	目標値	実績値
各年6月1日時点での実雇用率を法定雇用率以上とする	法定雇用率 2.8%	実雇用率 2.16%

（2）定着に関する目標（職場定着率）

目標	令和6年度
不本意な離職者を極力生じさせない	評価時点において、不本意な離職は生じていない

※令和6年度採用された職員の1年後（4月1日時点）の職場定着率

2 主な取組内容

（1）障がいの者の活躍を推進する体制の整備

- ・組織内の人的サポートについては、組織外の関係機関（大垣公共職業安定所、障がい者が利用している支援機関）とともに連携体制を構築、関係者間で情報共有し、障がい者の職業生活全般にわたる相談体制を行った。
- ・障害者職業生活相談員に選任された者について、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させた。
- ・管理職向けに「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を受講させた。

（2）障がい者の活躍の基本となる職務の選定

新規採用時又は部署異動その他必要に応じて、障がい者と業務の適切なマッチングが出来ているか点検を行うとともに、障がい者が活躍できる職場の選定、創出を行っている。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・相談窓口への相談のほか、障がい者と所属長等との人事評価面談の際、障がい者が必要とする配慮等を把握し、必要な場合は対策等を講じている。
- ・必要な措置は、定期的な面談等により障がい者からの要望等を把握しつつ、過重な負担とならない範囲で適切に実施している。
- ・障がいの特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、積極的な採用を行っている。令和5年度に退職者が相次いだ結果、令和6年6月1日現在の実雇用率は2.16%となった。このため、令和7年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、会計年度任用職員を5名採用したことで、令和6年12月31日時点で法定雇用率を達成するに至った。また、令和7年度新規採用職員（障がい者対象）の募集を行い、2名の採用を予定している。

なお、募集、選考にあたっては、次に掲げるような不適切な取扱いを行っていない。

- ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。